

第5回郡上市薪ストーブ普及・推進協議会会議（要録）

日時 平成22年11月25日（木） 16時30分～17時00分
場所 郡上市役所本庁舎4階 大会議室
出席 委員8名、事務局9名 計17名（委員欠席者7名）

<内 容>

1. 事務局より報告事項（最終案）について順次説明

報告事項1 薪ストーブ補助制度案について . . . 資料1(裏面)

報告事項2 薪の供給体制について

<会議発言要旨>

【薪ストーブ補助制度案について】

- ・ 本体価格が20万円以上なら、二次燃焼機能付の薪ストーブになるのか質問。
（事務局）20万円を超えれば、二次燃焼が付いてくる保証は無いが、二次燃焼機能付ストーブについてはほとんどが20万円を超えている。

【薪の供給体制について】

- ・ まだ薪の供給体制については、議論の余地がある。供給体制を整えないと普及ができないのでは。
（事務局）供給体制については難しい部分もあり、今後明宝での検証結果も踏まえながら、また市内11の販売業者の意見も聞きながら事務局のほうで検討をしていきたい。

【その他】

- ・ 報告書に誤字がある。4ページの「もっと もっとも」、19ページの「直径 長さ」でないか。
（事務局）ご指摘のとおりなので、修正する。

薪ストーブ補助制度最終案

- ・ 補助対象は木質ストーブとし、薪ストーブだけでなくペレットストーブも対象。
- ・ 本体購入費 20 万円以上のものを対象とし、安価な薪ストーブは対象外。
- ・ 本体購入費の 3 分の 1 以内で上限 10 万円。

種類	内容	備考
木質ストーブ	本体購入費 20 万円以上のもの 本体購入費の 3 分の 1 以内で <u>上限 10 万円</u> 例) 20 万円 6.6 万円 30 万円以上 10.0 万円 (上限)	ペレット ストーブ含

薪の供給体制補助制度最終案

- ・ 『林地残材を活用して薪を作る』自治会及び団体育成を目的に補助。

例	内容	備考
団体に補助	林地残材を活用して薪を作り安定供給に取り組む 自治会及び団体に対し、構成員の人数に応じ補助 5 人以上で組織された団体の運営に要する経費。 上限額を設定し期間は団体の結成から 3 年間とする。	他事業での 支援団体は 除く